

みんなを変えよう! Spring Fight

なぜ?

女性労働者の
6割が非正規雇用

男性正規561万円・女性正規389万円・女性非正規152万円

100 : 69 : 27

2019年平均給与(国税庁民間給与実態調査 2020年9月発表)

コロナ危機でも

大企業の内部留保は

459兆円

日本の軍事費は

過去最高 5.3兆円

くらしにくい

年間1840時間
働いても

最低賃金では166万円?!

年間230日8時間フルタイム労働で
(最低賃金額の全国平均902円の賃金で働いた場合)

ひどい!

コロナストレス・
不安でDVが

1.6倍に増加

おかしい!

2020年
10月1日改定
最低賃金
地域差最大223円

最高額
1,013円
最低額
792円

生活に必要なお金は変わらないのに
(25歳単身で月額23万円、時給1,500円以上)

家事・育児は平等に

6歳以下の子どもがいる
共働き家庭における
家事・育児時間

(週平均1日あたり。総務省「社会生活基本調査」H28年)

男性 1.4時間
女性 6.6時間

イコール

≡ ジェンダー
Project

8時間働いたら、安心してくらせる賃金を

休業手当がもらえない！

雇止めされた！

私たちに相談してください

私たち全労連は働く人たちで作っている労働組合の全国組織で、47都道府県100万人の仲間がいます。コロナ禍の中、労働組合で解決してきたことがたくさんあります。声を上げて制度改善も勝ち取ってきました。

非正規差別NG運動でパートやアルバイト、契約社員で働く人の格差是正にも取り組んでいます。

一人で悩まず、私たちに相談してください。

チェック!

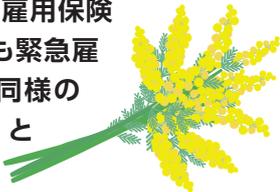
非正規差別はNG!

- 扶養手当や住宅手当は同一基準で
- 食堂利用や休憩室、更衣室、転勤者用社宅は同一利用に
- 慶弔休暇、夏・冬休みや健康診断、病気休職は同一制度に
- 賃金・賞与・退職金の格差も労働組合の運動で是正を

正規と非正規の不合理な待遇格差は禁止。事業主には、待遇差に関する説明義務があります。
2021年4月から全事業所に適用。

雇用維持で休業手当10割補償 シフト勤務でもあきらめないで!

雇用調整助成金は、会社が解雇・雇止めをせず休業手当を支払って労働者の雇用を維持した場合に、1日15,000円を上限に、休業手当の全額を事業主に助成する制度です。雇用保険未加入の労働者も緊急雇用安定助成金で同様の補償を受けることができます。



ハラスメントなくそう

私たちの調査で、ハラスメントをだれにも相談できず一人で耐えた人が4人に1人(表1)。相談しても解決したのは4人に1人(表2)でした。

相談窓口を作らせるとともに、被害者の立場に立った問題解決が必要です。

私たちはハラスメントのない職場づくりとともに、国に対して包括的差別禁止とハラスメント禁止法の制定を求めています。

(表1)

ハラスメントを受けたことがあると答えた人の対処法

同僚・友人に相談した	50.8%
上司に相談した	28.8%
誰にも言わずに耐えた	22.5%

(表2)

相談等の結果ハラスメントは解決しましたか?

解決した	26.3%
解決しなかった	45.2%
不利益な扱いをされた	2.1%
対応中	7.4%

全労連女性部2020年「女性労働者の労働実態及び男女平等・健康実態調査」より

コロナショックは女性の雇用を直撃しています。
ハラスメントはあなた1人の問題ではありません。

労働組合に入って雇用と生活を守りましょう。

